

## 第5章

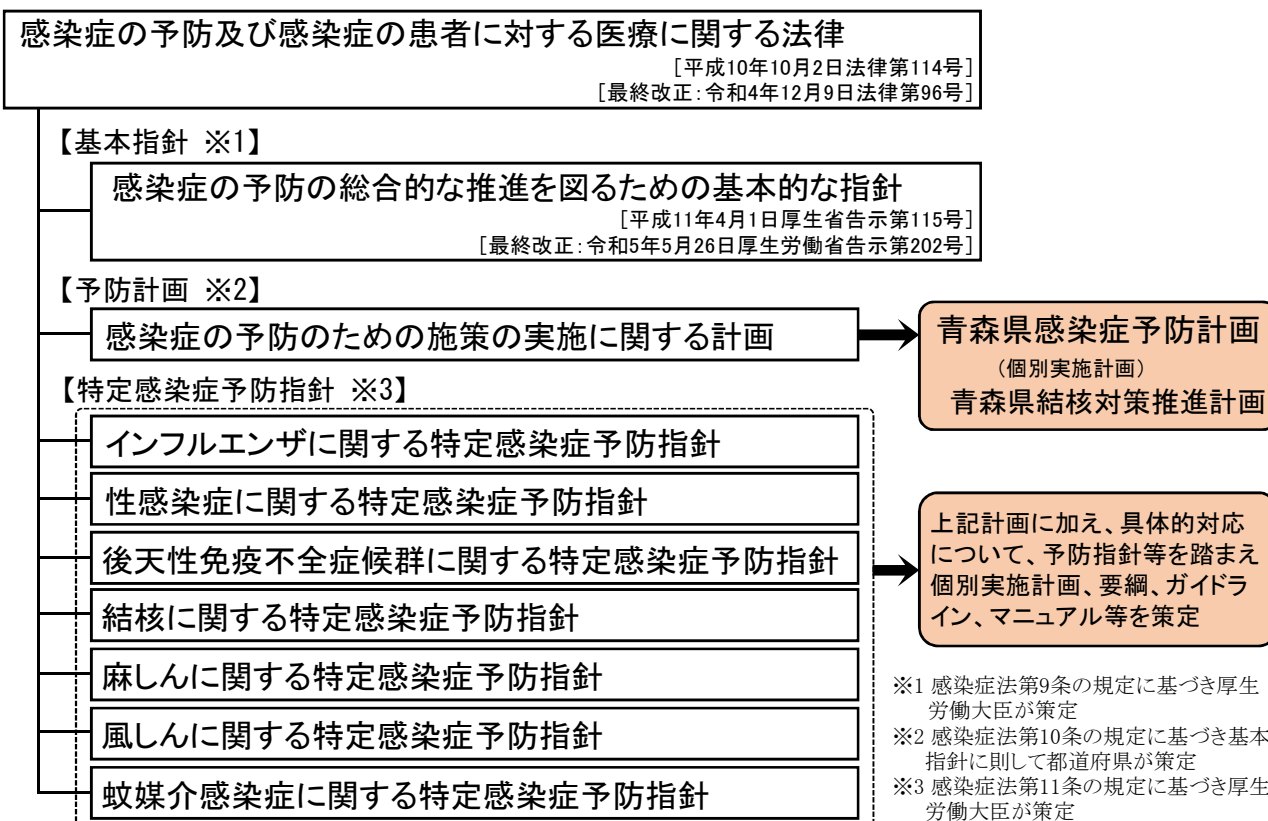
---

保健衛生課

事業概要

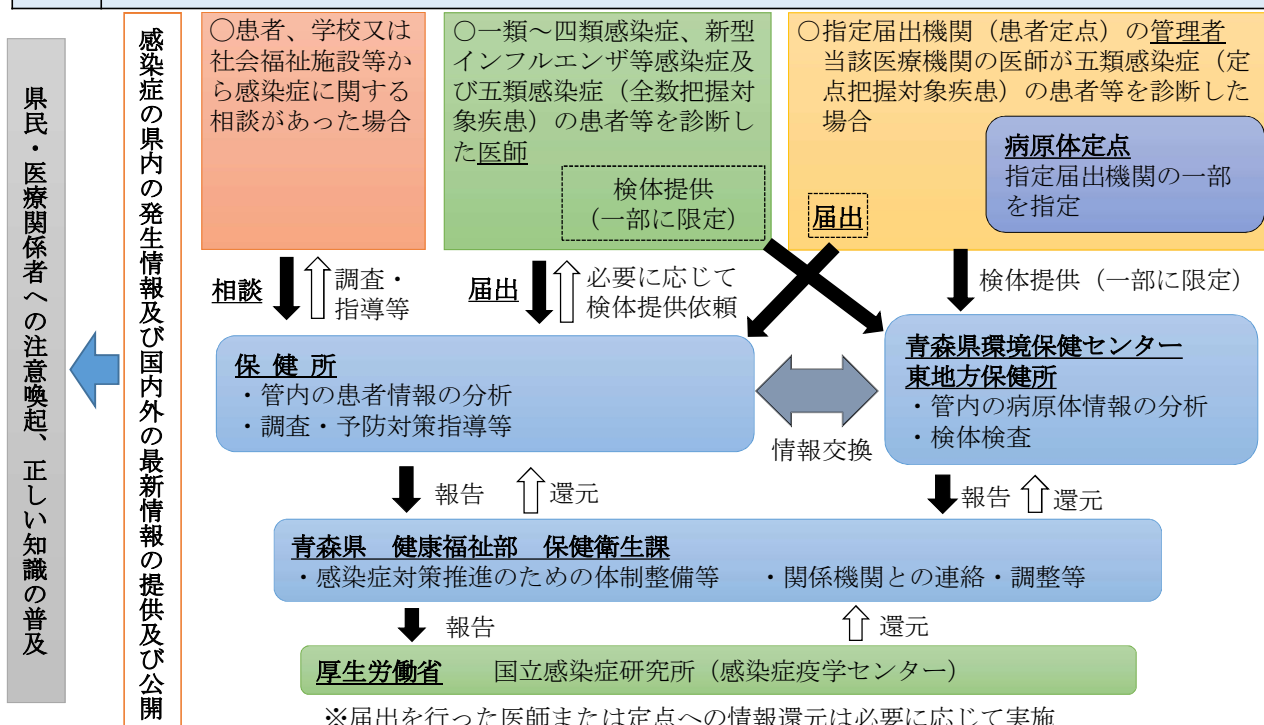
## 第1節 感染症対策

### 1 感染症法に基づく基本指針等の体系



### 2 感染症情報の収集・分析・提供・公開及び感染症の調査・指導等

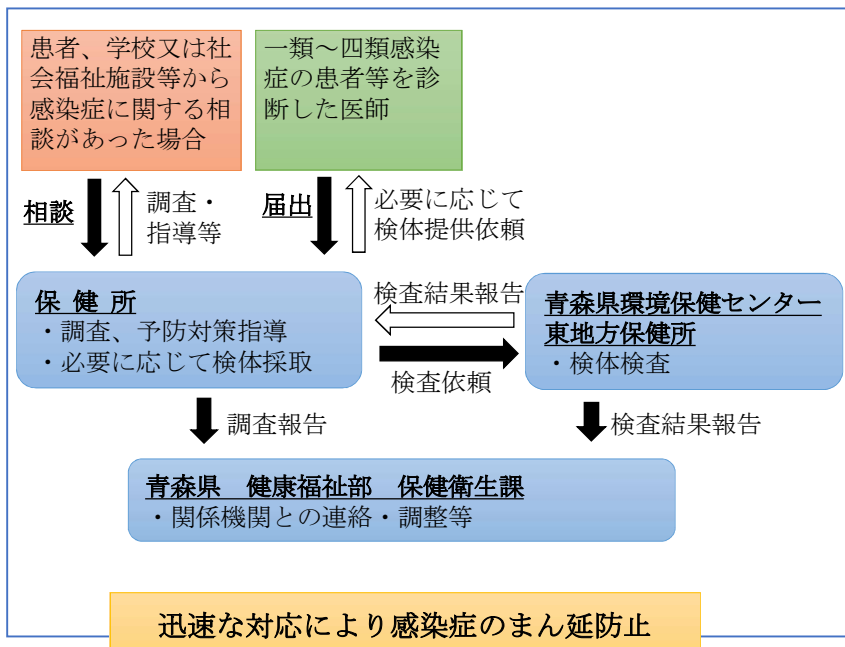
目的	・感染症の発生を予防し、そのまん延を防止
施策	・感染症発生動向の把握と公表 ・感染症発生時の適切な措置（調査、予防対策指導、健康診断、就業制限、入院等適切な医療提供）



### 3 一類～四類感染症

一類～四類感染症の患者等を診断した医師は、直ちに保健所に届出を行うこととされており、届出を受けた保健所は、感染症の発生を予防し又は感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするために調査等を行っている。

また、患者、学校又は社会福祉施設等から相談があった場合も必要に応じて調査等を行っている。



本県の令和4年の一類～四類感染症の届出患者数

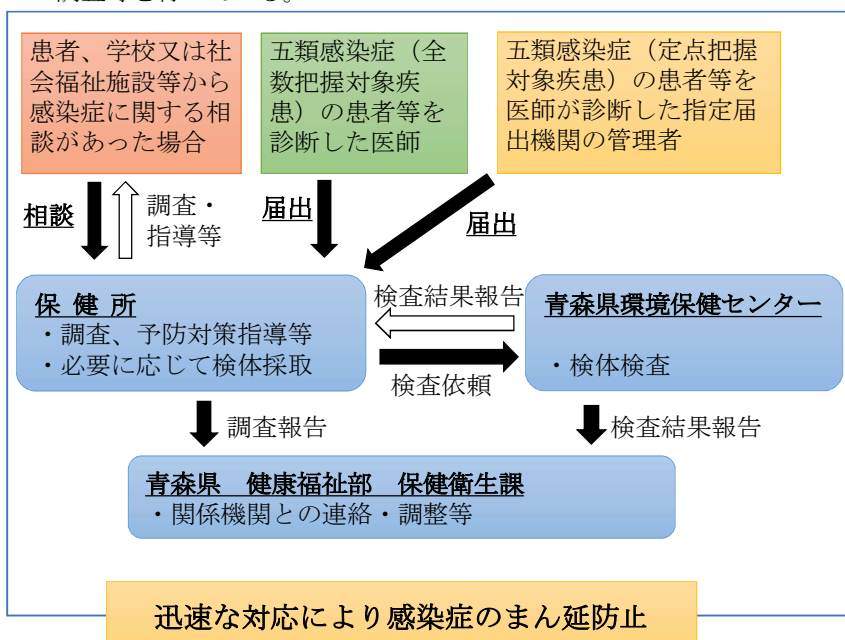
類型	感染症名	患者数
二類	結核	144
三類	腸管出血性大腸菌感染症	17
四類	E型肝炎	1
	つつが虫病	10
	レジオネラ症	11
合計		183

※感染症法の対象となる感染症は「第1表 感染症発生状況」とおり。

### 4 五類感染症

五類感染症（全数把握対象疾患）の患者等を診断した医師は、7日以内に（一部は直ちに）保健所に届出を行うこととされている。また、五類感染症（定点把握対象疾患）の患者等を診断した指定届出機関の医師は、次の月曜日までに保健所に届出を行うこととされている。

①届出を受けた、又は②患者、学校又は社会福祉施設等から相談があった場合で集団発生している場合等に保健所は、感染症のまん延を予防し又は感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするために調査等を行っている。



本県の令和4年の主な五類感染症の届出患者数

	感染症名	患者数
全数把握対象	梅毒	30
	カルバペネム耐性腸内細菌科感染症	26
	侵襲性肺炎球菌感染症	9
定点把握対象	インフルエンザ	361
	感染性胃腸炎	5,222
	A型溶血性レンサ球菌咽頭炎	183
	流行性耳下腺炎	54
	ヘルパンギーナ	333

※感染症名は一部省略。詳細は「第1表 感染症発生状況」とおり。

## 5 新型インフルエンザ等対策

【根拠】 ◆新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)

◆感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

【対象疾病】

「新型インフルエンザ等」



新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ(再興型含む)

新型コロナウイルス(再興型含む)

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)はR5.5.8以降「5類感染症」

指定感染症(特措法第14条の報告に係るもの)

新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの)

【目的】 対策を講じることにより..

◆国民の生命・健康を保護すること

◆国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすること

【対策の概要】

- ・国、地方公共団体の行動計画の作成
- ・物資、資材の備蓄等
- ・指定(地方)公共機関(医療、電気、ガス、運輸等)の指定及び業務計画の作成
- ・国、都道府県対策本部の設置
- ・発生時における特定接種の実施等

さらに  
緊急事態宣言  
発令時には..

- ・市町村対策本部の設置
- ・外出自粛要請、催物等の制限の要請等
- ・住民に対する予防接種の実施
- ・医療提供体制の確保
- ・特定物質の売渡しの要請・収用等

【本県におけるこれまでの主な取組と実績】

①新型インフルエンザ等対策の体制整備

- ・「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」の作成(H25.11)

②マニュアル等の整備

- ・対策マニュアル【医療提供版】の作成(H26.10)
- ・対策マニュアル【社会対応版】の作成(H27.2)
- ・対策マニュアル【各部局】の作成(H26～H27)

③抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ・国が示す目標量を備蓄(H18～R1)

④訓練の実施

- ・連絡訓練
- ・机上訓練
- ・実動訓練
- ・保健所主体の実動訓練

⑤市町村への行動計画作成支援

- ・40市町村で作成

⑥指定地方公共機関への業務計画作成支援

- ・20機関中20機関で作成

【本県におけるこれまでの主な取組(新型コロナ:保健衛生課(保健医療調整本部(R5.5.7廃止))関連)】

①新型コロナウイルス感染症に関する相談受付体制の整備

- ・「帰国者・接触者相談センター(現『受診・相談センター』)」設置(各保健所)
- ・「新型コロナウイルス感染症コールセンター」設置
- ・「新型コロナワクチン相談電話」設置

②新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の整備

- ・「帰国者・接触者外来」設置(二次医療圏毎)
- ・地域外来・検査センターの設置・運営
- ・診療・検査医療機関の指定
- ・無料のPCR等検査の実施
- ・臨時Webキット検査センターの設置・運営
- ・保育施設や高齢者施設等における抗原検査キットを活用した積極的検査の実施

③新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の整備

- ・医療機関の病床確保・設備整備等に要する経費の補助
- ・軽症者等の宿泊療養施設の設置(青森市、弘前市、八戸市)
- ・自宅療養者サポートセンターの設置
- ・新型コロナウイルス感染症罹患後症状、新型コロナワクチン接種後症状に係る医療体制の確保

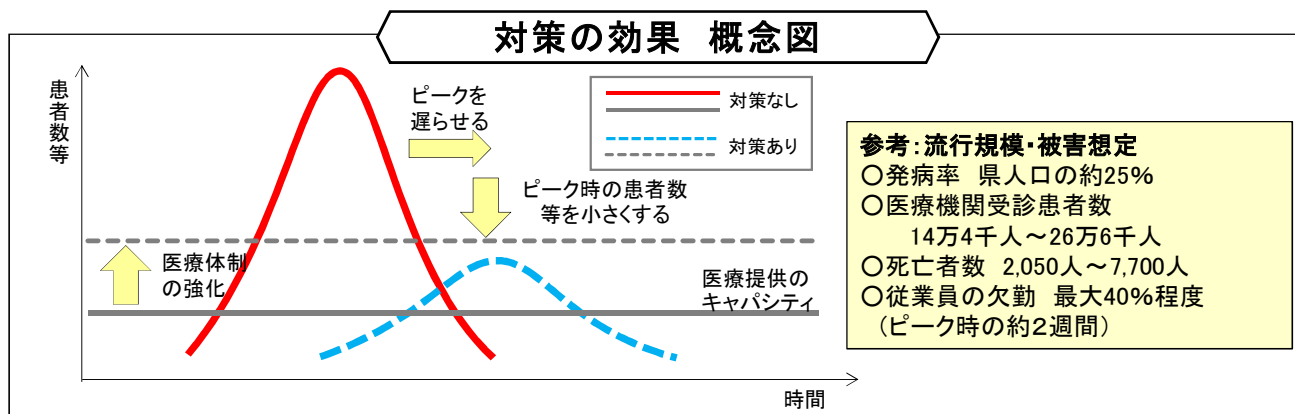
④ワクチン接種に係る体制整備と接種の促進

- ・接種主体である市町村への支援
- ・県営広域接種会場の設置・運営(青森市、弘前市、八戸市)

⑤飲食店における感染防止対策の徹底

- ・第三者認証制度の実施

参考 「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」の概要



**発生段階ごとの対策の概要**

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
<b>国</b>	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
<b>県</b>	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国内発生に備えた体制整備</li> <li>○早期発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大の抑制</li> <li>・感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療体制の維持</li> <li>・健康被害の軽減</li> <li>・生活、経済への影響最小化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二波への備え</li> <li>・医療、社会経済活動の回復</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部の設置</li> <li>・サーベイランス体制の強化</li> <li>・相談窓口の設置</li> <li>・水際対策への協力</li> <li>・特定接種の実施</li> <li>・帰国者・接触者外来の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の全数把握</li> <li>・相談窓口の強化</li> <li>・住民への予防接種の開始</li> <li>・患者への入院措置</li> <li>★外出自粛の要請</li> <li>★施設の使用制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症者等の状況把握</li> <li>・医療関係者への従事要請</li> <li>・経済の安定の確保</li> <li>★外出自粛の要請</li> <li>★施設の使用制限</li> <li>★臨時の医療施設の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部の廃止</li> <li>・対策の見直し</li> <li>・住民への予防接種の継続</li> <li>★緊急事態措置の縮小・中止</li> </ul>
				(★は緊急事態宣言時)

## 6 結核対策

### 【青森県結核対策推進計画(平成30年3月変更)における大目標】

2020年(令和2年)までに結核罹患率(人口10万対)を10.0以下とする。

### 【現状と課題】

- ・罹患率は全国よりも低いが、近年は横ばい傾向である。
- ・北海道・東北地方の中では最も高い罹患率である。
- ・高齢者ほど罹患率が高く、発見の遅れが目立っている。

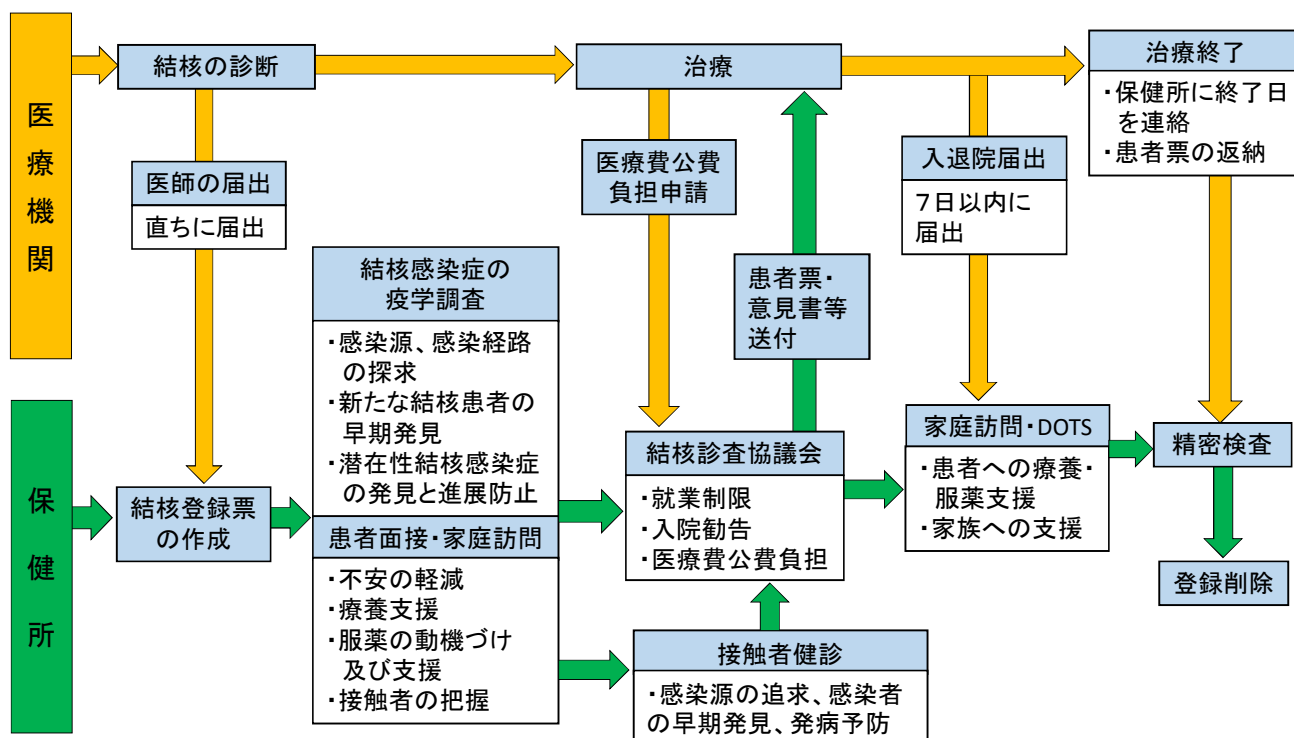
### 【施策(取組)】

○正しい知識の普及啓発、健診の受診勧奨	○研修会の開催
○結核患者への服薬支援	○接触者健診の実施
○予防接種の接種勧奨	○人材育成(結核研究所研修への職員派遣)

### 【期待される効果】

●患者の早期発見・早期受診	●適正医療の普及
●治療の完遂、多剤耐性結核菌の予防	●結核のまん延防止
●重症化の予防	●服薬支援者の養成、資質向上

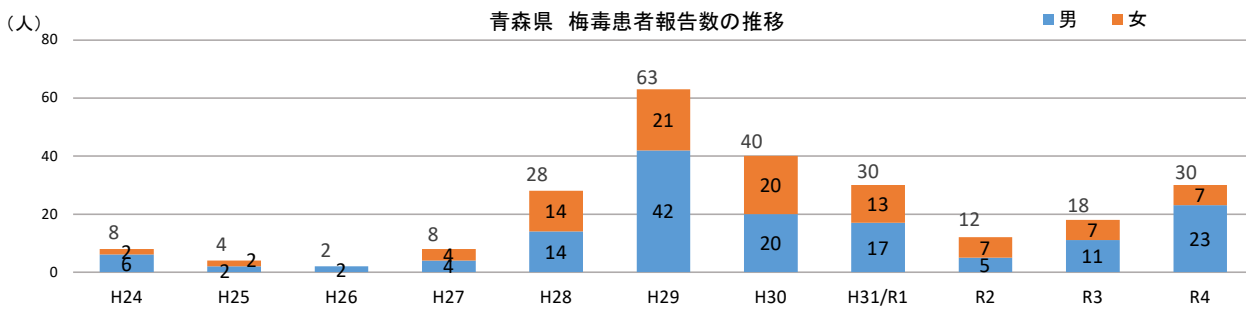
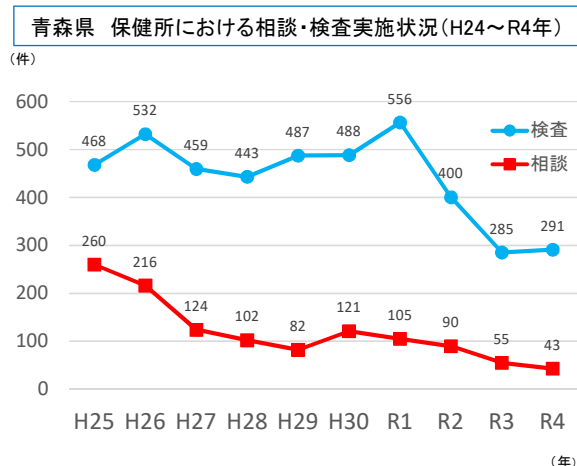
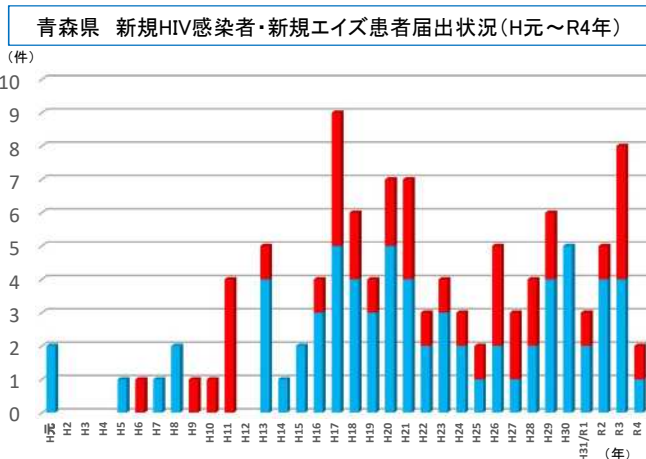
### 結核患者対応フロー図



## 7 エイズ・性感染症対策

### (1) 現状と課題

- ◆本県におけるHIV感染者及びエイズ患者は、平成元年以降、ほぼ毎年届出があり、20代～30代の若年層の割合が高い。
- ◆感染経路としては、男性間で性的接触を行う者(MSM)の割合が高い。
- ◆HIV感染者は早期治療により、エイズ発症を予防できるが、本県では、医療機関受診の時点でエイズを発症している患者が多い。
- ◆保健所における相談及び無料・匿名検査件数は減少傾向にあり、保健所での検査によるHIV感染・エイズの発見は少ない状況である。
- ◆性感染症(性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、梅毒)の中で、特に梅毒患者が平成28年後半から報告数が増えている。



### (2) 事業内容

#### ◆エイズ等対策推進協議会の開催

本県のエイズ対策について検討・評価し、エイズ治療拠点病院、医療関係団体、教育関係団体等の関係機関との取組の連携・協力体制を構築する。

#### ◆エイズ等対策推進に係る人材養成

保健所及びエイズ治療拠点病院等の職員を検査・相談等に関する研修会に派遣し、エイズ対策を推進するためのマンパワーを養成する。

#### ◆エイズ・性感染症予防に係る普及啓発活動

HIV検査普及週間、世界エイズデーの機会を活用しHIV感染症、エイズ及び性感染症予防に向けた普及啓発を実施する。また、高校生を対象とした意識調査を通じ、正しい知識の普及を図る。

#### ◆エイズ治療拠点病院等における治療ケアの促進

東北ブロック・エイズ治療拠点病院主催の連絡会議に県内拠点病院担当医師等を派遣し、医療従事者のレベルアップを図る。また、医療従事者のHIV二次感染を予防するため、二次医療圏ごとにHIV感染予防薬(抗HIV薬)を配置する。

#### ◆エイズ・性感染症検査・相談の実施

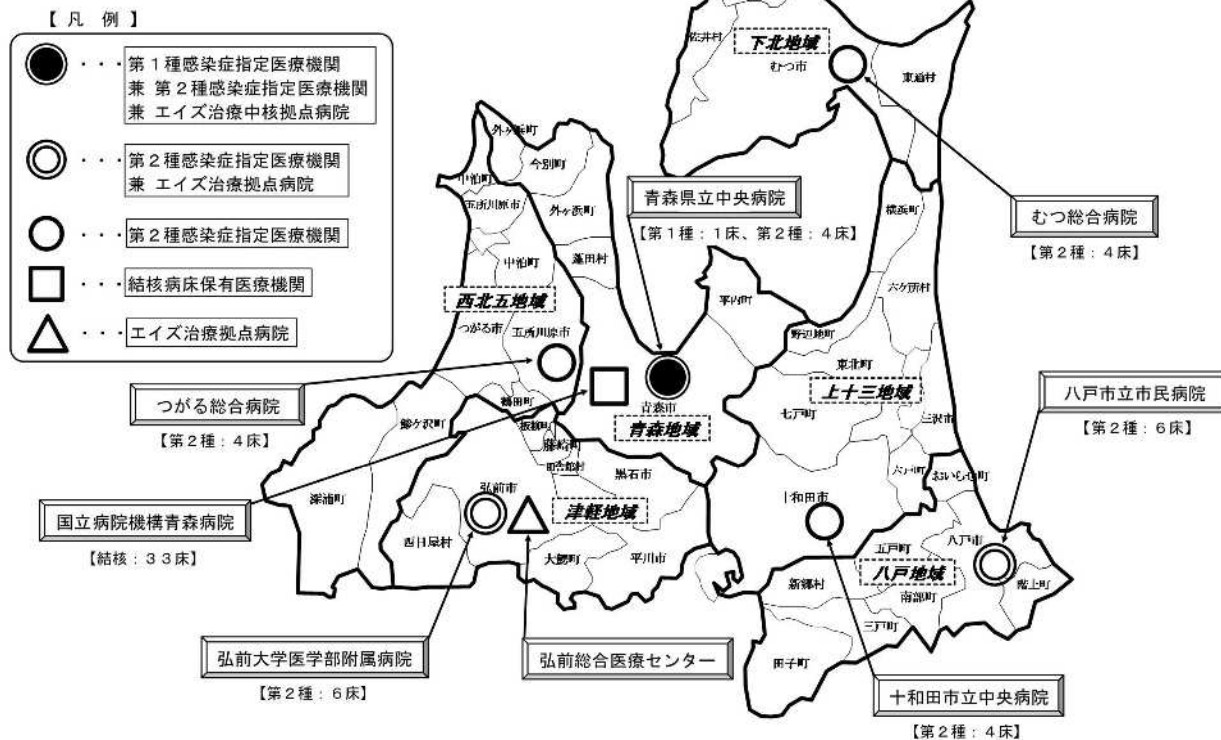
各保健所においてHIV及びその他性感染症(性器クラミジア感染症、梅毒)に係る無料・匿名による検査・相談を実施する。

### (3) 事業実施による効果

- ①若年層及びMSMに重点を置いた正しい知識の普及啓発 → **新たな感染の予防**
- ②保健所検査・相談体制の充実 → **早期発見及び早期受診によるエイズ発症予防**
- ③治療体制の充実による患者の不安軽減 → **治療継続・薬剤耐性化の予防による予後改善**

## 8 感染症に係る医療提供体制

感染症指定医療機関 ・ 結核病床保有医療機関 ・  
エイズ治療拠点病院 配置図 (令和4年4月現在)



## 9 予防接種

### (1) 予防接種制度の概要

#### 【目的】

- ◆ 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を実施し、国民の健康の保持に寄与する。
- ◆ 予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。

#### 【対象疾病】

##### ◆ A類疾病 (主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点)

- |                              |                    |
|------------------------------|--------------------|
| ・ジフテリア                       | ・百日せき              |
| ・急性灰白髄炎(ポリオ)                 | ・麻しん(はしか)          |
| ・風しん                         | ・日本脳炎              |
| ・破傷風                         | ・結核                |
| ・Hib感染症                      | ・小児の肺炎球菌感染症        |
| ・ヒトパピローマウイルス感染症<br>(子宮頸がん予防) | ・水痘                |
|                              | ・B型肝炎(H28.10~)     |
|                              | ・ロタウイルス感染症(R2.10~) |



##### ◆ B類疾病 (主に個人予防に重点)

- |          |              |
|----------|--------------|
| ・インフルエンザ | ・高齢者の肺炎球菌感染症 |
|----------|--------------|

#### 【実施主体】

- ◆ 定期の予防接種  
…市町村
- ◆ 臨時の予防接種  
…都道府県又は市町村

#### 【現在定期接種化へ向けて国で審議中のワクチン】

- ◆ おたふくかぜ
- ◆ 帯状疱疹







## (2) 事業概要

### 風しん予防対策

#### 【経緯】

「風しんに関する特定感染症予防指針」(平成26年4月1日適用)が公布され、以下の目標が設定された。  
 目標①「定期予防接種の接種率目標95%以上の達成・維持」  
 目標②「成人に対する抗体検査・予防接種の推奨」

#### 【現状】:令和4年度の実績

目標①「定期予防接種の接種率目標95%以上の達成・維持」  
 第1期:94.1% 第2期:94.0%  
 目標②「成人に対する抗体検査・予防接種の推奨」  
 市町村が実施する風しん抗体検査事業費の補助を実施



★本県において、風しん及び先天性風しん症候群の発生はなかった。

#### 【今後の目標】:令和5年度の取組

- ◆風しん予防接種の勧奨・・・定期予防接種率95%以上の達成
- ◆風しん抗体検査事業の継続  
 引き続き、本県における風しん及び先天性風しん症候群の発生及びまん延を防止する

## 第2節 ハンセン病回復者支援

### (1)ハンセン病回復者支援の概要

ハンセン病に対する正しい知識の普及と福祉施策を推進することにより、本県にある国立療養所松丘保養園及び県外の療養所に入所する県出身者のハンセン病回復者の名誉を回復し、社会復帰の促進を図る。

### (2)本県の概況

県出身者が入所するハンセン病療養所及び入所者数(令和4年末)

- ・国立療養所松丘保養園(青森県) 14人
- ・国立駿河療養所(静岡県) 1人

### (3)これまでの取組

正しいハンセン病の知識の普及を図るほか、ハンセン病回復者の社会復帰等の支援を行っている。

#### ○普及啓発事業

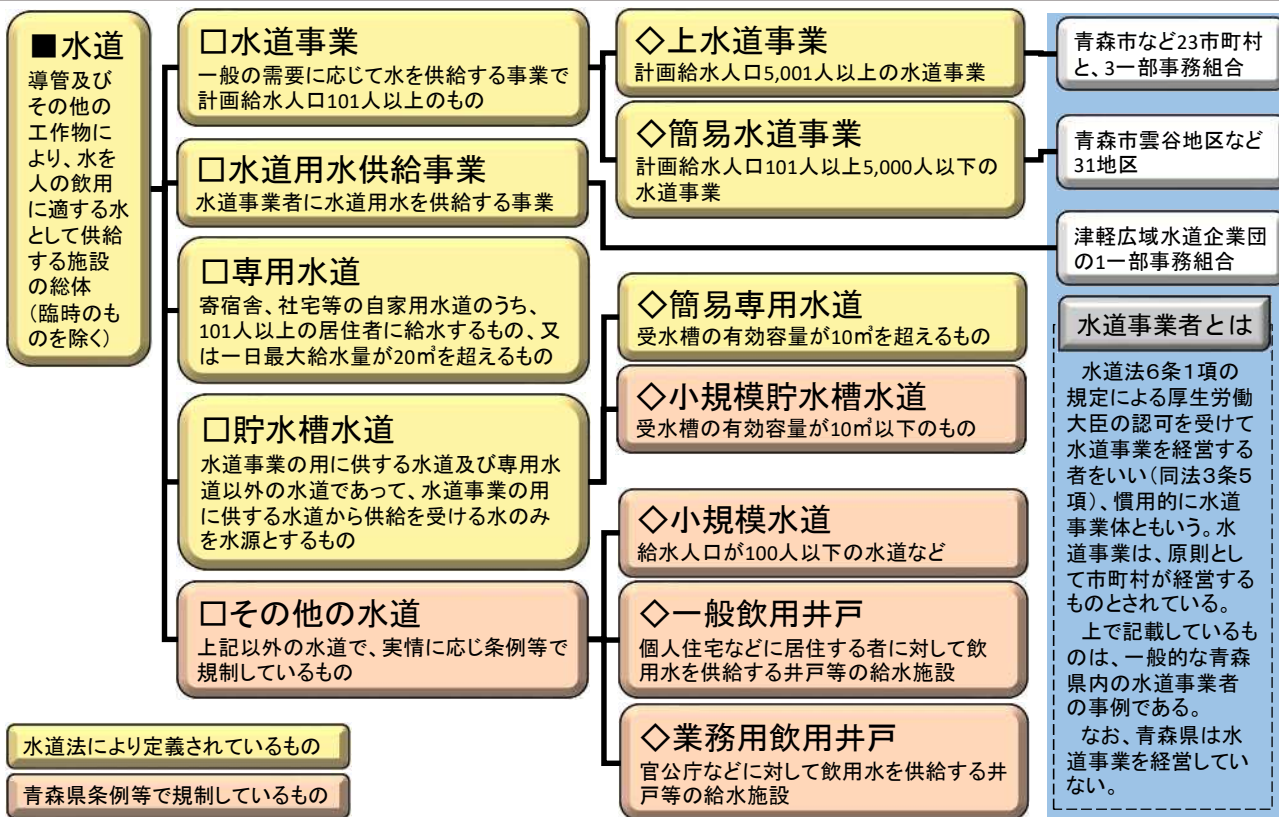
- ・高校生等へのハンセン病をテーマにした映画上映
- ・ハンセン病を正しく理解するためのパネル展の開催
- ・啓発物品の配布

#### ○社会復帰・社会生活支援事業

- ・県外療養所に入所する県出身者への地元紙配達
- ・松丘保養園青森県人会活動助成
- ・県出身者に対する年末見舞金の贈呈
- ・県外療養所入所者訪問交流、慰問(H29国立駿河療養所,H30国立療養所多磨全生園)

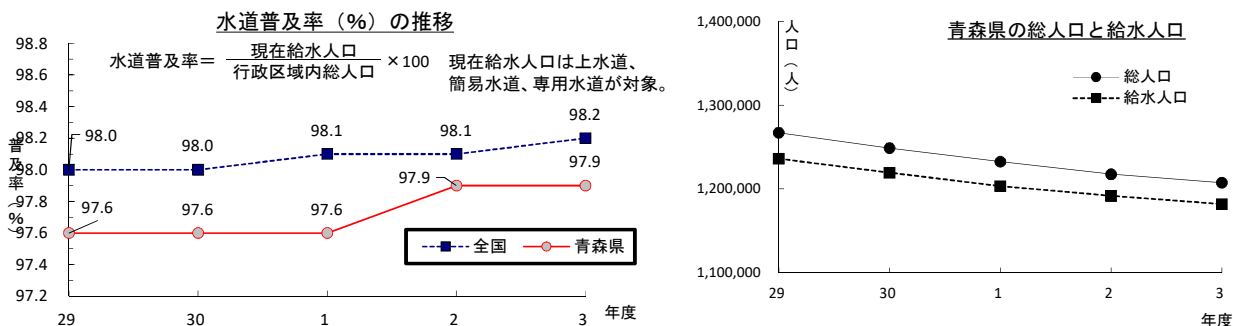
### 第3節 水道対策

#### 1 水道の定義・分類



#### 2 水道の普及整備の現状

清浄で豊富な飲料水を供給するため、水道の普及・整備に努めている。令和4年3月末における給水人口は、1,181,908人で普及率は97.9%となっており、全国平均98.2%より0.3%低い。



#### 3 水道整備の基本方針

青森県水道ビジョンに掲げる以下の基本理念と施策体系に基づき、広域的、計画的な水道の整備の推進に努める。

【基本理念】安全・安心で 快適に暮らせる 生活環境づくり				
	実現方策	取組の方向性	水道の理想像	
施策体系	<b>安全</b> 安心して飲める水道	地域の実情に応じた水道の確保、水質管理体制の強化、水道の衛生対策	広域連携の推進	いつでもどこでも、水をおいしく飲める水道
	<b>強靱</b> 強い水道	災害に強い水道施設の構築、危機管理体制の強化		被災を最小限とし、迅速に復旧できる水道
	<b>持続</b> みらいにつながる水道	老朽化施設の更新、水道施設の適切な維持管理、水道事業者の人材確保、持続可能な経営		健全・安定的な事業運営が可能な水道

#### 4 青森県水道ビジョンにおける水道の理想像の実現

青森県水道ビジョンで示す実現方策を実行していくことにより、50年、100年先を見据えた本県水道の理想像の実現を目指す。（目標年度を令和11(2029)年度に設定）

・当面の目標（令和11年度における目標）

<b>安全(安心して飲める水道)</b>	
① 水安全計画策定率 (H29上水:46.2%、用供:100%、簡水:26.7%)	100%
<b>強靱(強い水道)</b>	
① 水道施設の耐震化計画策定率 (H29上水:19.2%、用供:100%、簡水:20.0%)	100%
② 危機管理マニュアル策定率 (H29上水:84.6%、用供:100%、簡水:80.0%)	100%
<b>持続(未来につなぐ水道)</b>	
① アセットマネジメント実施率 (H29上水:96.2%、用供:100%、簡水:80.0%)	100%

※県では、上記目標の実現（各種計画の策定等）に向けた、水道事業者への指導・助言を行う。

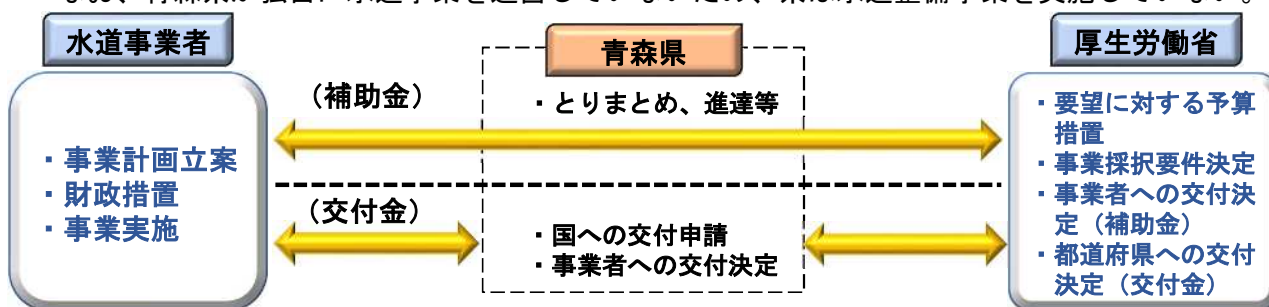
・広域連携の推進

水道事業における様々な課題を解決するために有効と考えられる広域連携の推進については、「青森県水道広域化推進プラン」（R5.3月総務部市町村課策定）に基づき、県内6地区（東青、中南、三八、上十三、西北、下北）において検討が実施されており、県では広域化に係る認可や交付金の手続きの相談受付、広域化に係る各種情報提供を行うなど、水道事業者と連携・協力をしている。

#### 5 上水道・簡易水道の整備

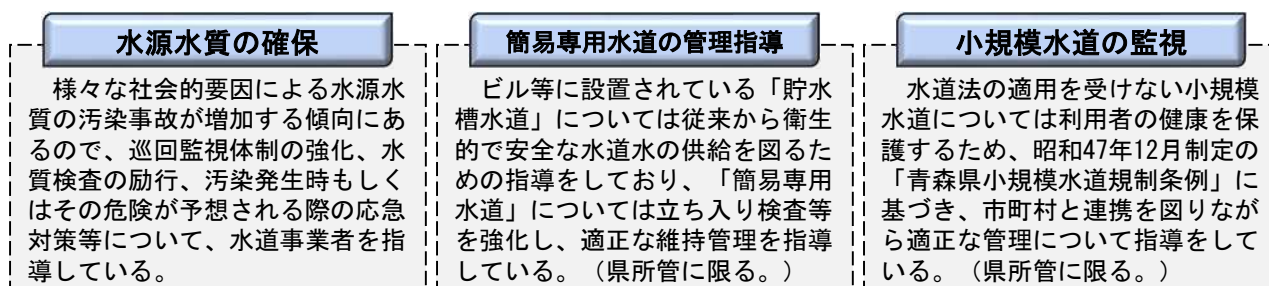
安全・安心で安定した水供給体制を確立するために、それぞれの水道事業者（各市町村等）が事業主体となって水道施設整備費の補助金・交付金を活用しながら、水道施設における耐震化事業、老朽管更新事業や簡易水道の統合事業等を実施している。

なお、青森県が独自に水道事業を運営していないため、県は水道整備事業を実施していない。

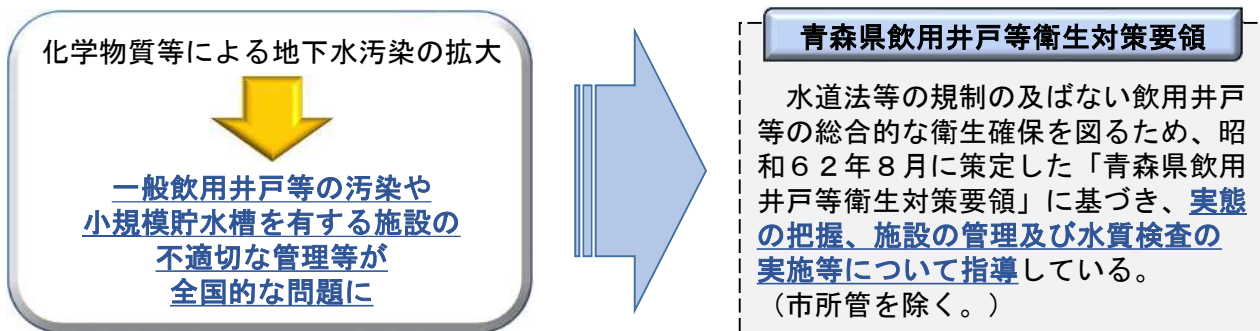


#### 6 水道の維持管理指導

水道に起因する事故を未然に防止し、清浄・豊富な飲料水を供給するために、施設等の維持管理の適正に努め、水源汚染防止、塩素滅菌等について管理指導の強化を行っている。

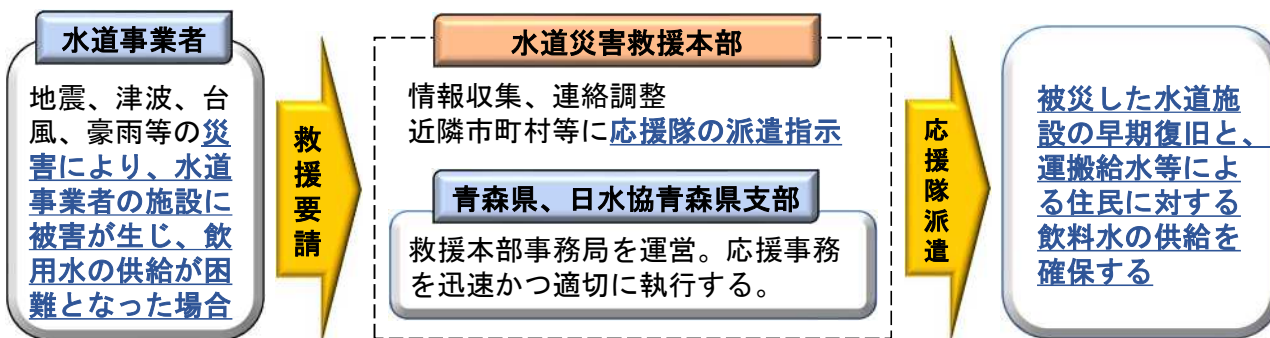


## 7 飲用井戸等の衛生対策



## 8 災害時における給水体制の確立

非常災害等の発生時に、県内の水道事業者が相互に応援し合う「水道災害相互応援協定」（昭和44年4月）に基づき、給水器具・技術者・諸資材を被災市町村に対して応援する体制を確立し、公益社団法人日本水道協会青森県支部と協力して地震・水害・異常湧水等に対応する。



## 9 水道関係の事務権限

地方自治法、水道法において、①知事の権限に属する事務の一部を市町村長が処理することができる、②市又は特別区の区域においては知事を市長又は区長と読み替えるとされている一部の水道関係事務については、一部市町村が事務を実施している。

### 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（条例による事務処理の特例）

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

### 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）

（都道府県が処理する事務）

第46条（略） 2 この法律（第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項において読み替えて準用される第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第2項及び第3項に限る。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、地方自治法（昭和22年法律第67号）で定めるところにより、町村長が行うこととすることができる。

（市又は特別区に関する読み替え等）

第48条の2 市又は特別区の区域においては、第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項の規定により読み替えて準用される第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第2項及び第3項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

### ■市町村が所管している水道関係事務（県の所管外となる水道関係事務）

簡易専用水道	専用水道	小規模水道	飲用井戸等
青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、蓬田村、鯉ヶ沢町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、東通村、五戸町、田子町、新郷村	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、六戸町、東通村、五戸町、新郷村	青森市、六戸町、東通村、五戸町、新郷村	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市

## 第4節 生活衛生対策

### 1 生活衛生関係営業等の衛生確保

#### 現状

#### 1 関係法令による規制

生活衛生関係営業等については、衛生上必要な基準が法令等で定められている。

(生活衛生関係営業六法)

- ① 理容師法、② 美容師法、
- ③ クリーニング業法、④ 興行場法、
- ⑤ 旅館業法、⑥ 公衆浴場法

(その他法令)

住宅宿泊事業法

#### 2 公衆浴場の確保等

- ① 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

公衆浴場は地域住民の衛生的な生活のために不可欠であり、県は公衆浴場の確保に必要な助成等を講じるよう努めることとされている。

- ② 公衆浴場の配置の基準

公衆浴場の共倒れを防ぐために、配置の基準を県条例で定めることとされている。

- ③ 物価統制令

住民の公衆浴場の利用機会の確保のために、県は入浴料金の統制額(上限額)を指定することとされている。

#### 県の取組

#### 1 生活衛生関係営業に対する監視指導

- ① 生活衛生営業六法に基づく監視指導

生活衛生営業に対し監視指導を実施し、衛生水準の向上を図る。特に、旅館・ホテル及び公衆浴場の入浴施設については、レジオネラ症の発生の予防のため、重点的に監視指導を実施する。

(R5.3.31)(青森市及び八戸市を除く)

令和4年度	施設数	監視指導件数
温泉所	1,163	281
銭湯所	1,907	380
クリーニング所	373	85
興行場	52	7
旅館・ホテル	939	217
公衆浴場	334	146
計	4,768	1,116

- ② 住宅宿泊事業法に基づく届出の受付等

住宅宿泊事業の適正な運営を確保する。

令和4年度末現在届出件数52件(青森市及び八戸市を含む)

#### 2 公衆浴場の確保等に係る取組

- ① 公衆浴場(一般)営業者に対する補助

公衆浴場施設整備費補助(令和4年度実績)650千円

- ② 公衆浴場(一般)の配置の基準の設定(公衆浴場法施行条例)

施設間に、市部290m、町村部350m以上の距離制限を規定。

- ③ 公衆浴場(一般)入浴料金の統制額の指定

必要に応じ、経営実態調査を実施し、統制額の見直しを行う。

令和4年度末現在の入浴料金

・大人:450円・中人:150円・小人:60円

(R5.4.10からの入浴料金) ・大人:480円・中人:170円・小人:80円

### 2 生活衛生関係営業の経営の健全化

#### 現状

#### 1 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法)

国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業について、衛生水準の向上を図るためには、経営の健全化は不可欠であるため、生衛法において、そのための方策等が規定されている。

- ① 生活衛生関係営業(生衛業)

1.飲食店営業(すし、めん類、中華料理、**社交料理**、一般飲食) 2.喫茶店営業 3.食肉販売業(食鳥肉・**食肉**) 4.氷雪販売業 5.**理容業** 6.**美容業** 7.**興行場営業** 8.旅館業(**旅館・ホテル**、簡易宿所) 9.**公衆浴場業** 10.**クリーニング業**

\*太斜字は本県に組合がある営業

- ② 生衛法における主な規定

- ・営業者が組織する生活衛生同業組合
- ・生衛業の経営の健全化の相談、指導等を行う都道府県生活衛生営業指導センター
- ・国、県による指導センターに対する補助
- ・国、県による組合に対する助成

#### 2 日本政策金融公庫(生活衛生貸付)

生衛業者が利用できる各種融資制度がある。

#### 【課題】

○生衛業は中小零細企業が多いため、事業展開をする資金的・人的余力がなく、生活衛生営業指導センター等によるバックアップが必要である。

#### 県の取組

#### 1 (公財)青森県生活衛生営業指導センターに対する補助等

- ① 設立時(昭和58年)における出捐

・指導センターの基本財産として、1,500千円を出捐している。

- ② 生活衛生指導助成事業費(国1/2)

・職員4名の人件費及び各種相談、指導事業等の事業費について、補助金を交付している。

(令和4年度実績) 19,987千円

#### 2 組合に対する助成

- ① 生活衛生関係営業振興事業費(県単)

・各組合が指導センターと協力して行う生衛業振興のための事業について、指導センターに対して補助金を交付している。

(令和4年度実績) 1,230千円

#### 3 生活衛生貸付の活用の推進

生衛業の衛生設備の改善等による衛生水準の向上を図るため、生活衛生貸付の活用の推進に努めている。

- ① 一般貸付

設備資金のみ。非組合員でも利用可能。融資を受ける場合、知事の推薦書が必要である。

- ② 振興事業貸付

設備資金及び運転資金。組合員のみが利用可能。他の融資より低金利である。

- ③ 生活衛生改善貸付

設備資金及び運転資金。組合員のみが利用可能。無担保、無保証人で利用可能。各組合の生活衛生営業経営特別相談員(県が養成講習会を開催している。)の指導が必要である。

### 3 建築物、家庭用品、墓地・埋葬、遊泳用プールに係る衛生対策

#### 現状

- 1 **建築物における衛生的環境の確保**  
建築物における衛生的環境の確保に関する法律により、建築物や建築物衛生に係る事業について規制されている。
  - ① 興行場、百貨店、店舗等の用に供される床面積が3,000㎡以上の建築物等(特定建築物)については、届出や維持管理基準の遵守が義務付けられている。
  - ② 建築物衛生に係る事業を営んでいる者は、建築物清掃業等8業種について知事の登録を受けることができる。
- 2 **有害物質を含有する家庭用品の規制**  
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律により、家庭用品の有害物質含有量等の基準が定められている。
- 3 **墓地、埋葬等に係る衛生確保等**  
墓地、埋葬等に関する法律において、埋火葬や墓地・火葬場等についての規制や、埋火葬を行う者がいない場合の関係自治体の義務について定められている。
  - ① 埋火葬及び墓地等の経営の許可  
本県においては、埋火葬及び墓地等の経営の許可に係る事務については、市町村が行うこととなっている。
  - ② 埋火葬を行う者がいない場合の措置  
埋火葬を行う者がいない場合は、市町村が埋火葬を行い、費用については最終的に県が負担することとなっている。
- 4 **遊泳用プールの衛生確保**  
遊泳用プール(学校に設置されているものを除く)については、厚生労働省の通知である「遊泳用プールの衛生基準」により、水質基準や維持管理基準等が定められている。

#### 県の取組

- 1 **建築物における衛生的環境の確保**
  - ① 特定建築物に対し、立入検査を実施し、建築物における衛生的環境の確保を図っている。
  - ② 建築物清掃業等8業種について、登録申請時に、基準合致を確認し登録することで、建築物衛生に係る事業者の資質向上を図っている。
- 2 **有害物質を含有する家庭用品の規制**  
有害物質含有量等の基準が定められている家庭用品について検査し、基準が守られていることを確認している。  
(令和4年度検査実績)
 

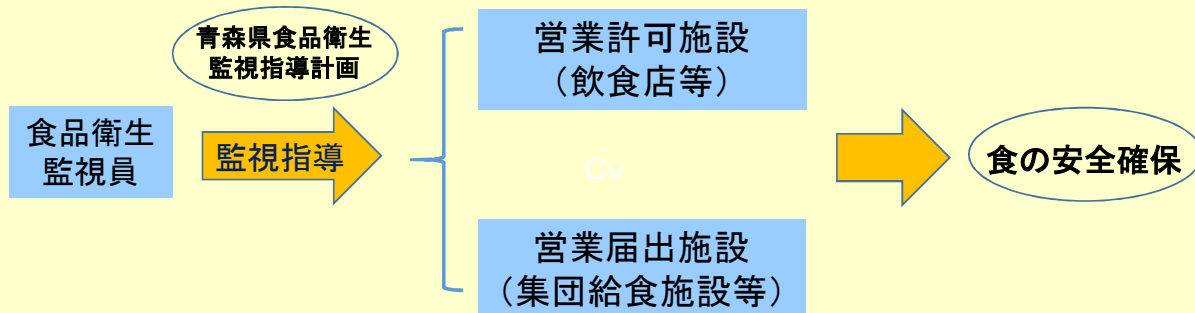
区分	ホルムアルデヒド	水酸化K・Na、塩化水素、硫酸
対象品目	繊維製品	家庭用洗剤
検査件数	10件	10件
- 3 **墓地、埋葬等に係る衛生確保等**
  - ① 埋火葬及び墓地等の経営の許可  
すべて市町村の事務となっているが、相談等があった場合には助言等を行っている。
  - ② 埋火葬を行う者がいない場合の措置  
令和4年度、市町村が火葬した8件の費用計956千円を県が負担した。
- 4 **遊泳用プールの衛生確保**  
遊泳用プールに対し立入検査を実施し、衛生水準の向上を図っている。

## 第5節 食品衛生対策

### 1 食品関係施設に対する監視指導

#### 「青森県食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導

県は、危害発生頻度の高い業種、流通の広域性、事業の規模及び地域の特性等を考慮して食品衛生法に基づき策定した「青森県食品衛生監視指導計画」により、食品関係施設等に対する監視指導を実施している。  
令和4年度は、食中毒対策として、食肉を調理提供する飲食店及び家庭での食肉調理時の注意事項を周知したほか、HACCPの導入状況に応じた監視指導を実施した。



## 2 流通食品検査

県内で製造又は流通している食品を収去し、食品衛生法で定められた規格基準等への適合状況や汚染実態等について検査を実施した。

項目	結果
流通食品検査	食品衛生法に基づく規格基準等のある食品について、微生物検査、添加物検査等を実施したところ、食品衛生法に違反した食品はなかった。
野菜、果物等の有害物質検査	野菜、果物(輸入食品を含む。)等に係る残留農薬について、食品衛生法で定められた規格基準への適合状況の検査を行った。有機塩素系、有機リン系、有機窒素系、カーバメート系、ピレスロイド系等約250種類の農薬について、16品目54検体を検査した結果、食品衛生法に基づく残留農薬基準値を超えるものはなかった。
畜水産物中の残留抗菌性物質等検査	次のとおり抗生物質等の検査を実施したところ、いずれも不検出若しくは陰性であった。 牛20頭、豚35頭、鶏26検体の筋肉、腎臓及び肝臓 鶏卵13検体 牛乳7検体
アレルギー物質検査	菓子、めん類等35検体についてアレルギー物質検査(小麦、そば、卵、乳、落花生)を実施したところ、表示がされていない乳成分が検出された事例が1件あり、必要な改善指導を行った。

## 3 行政処分及び食中毒等対応

食品衛生関連法令違反が確認された場合は、その措置について検討を行い、食品衛生上の危害防止の観点から違反した者に対して営業停止等の行政処分を行うこととしている。

また、食中毒の発生防止は、食品衛生の重要課題であり、食中毒の発生時には、保健所が疫学的調査及び微生物学的検査等を実施し、発生原因を究明の上、原因食品や発生の要因を排除するなど、必要な処分及び指導等の措置を講じ、被害の拡大及び再発防止に努めている。

## 4 輸出水産食品対応

本県産水産食品の輸出に当たっては、国の通知に基づき、施設の認定登録、監視指導及び衛生証明書の発行等の事務を行っている。

なお、これとは別に、農林水産省が加工施設の認定及び衛生証明書の発行等の事務を行っている。

項目	結果
対EU(ホタテガイ)	EUにホタテガイを輸出するためには、生産海域の衛生対策及び採捕から加工までのすべての過程において衛生を確保しなくてはならない。そのため、「青森県対EU輸出ホタテガイ管理要領」に基づき、EU向けホタテガイの採捕者に対して、不正行為防止のためのモニタリングを実施している。 EUに対する水産食品の輸出を希望する施設に対して、国の要綱に定められた衛生要件等について指導助言を行っている。

## 5 獣医師職員確保対策

不足する獣医師職員を確保するため、平成27年度から獣医師職員採用選考試験の事務を行っている。

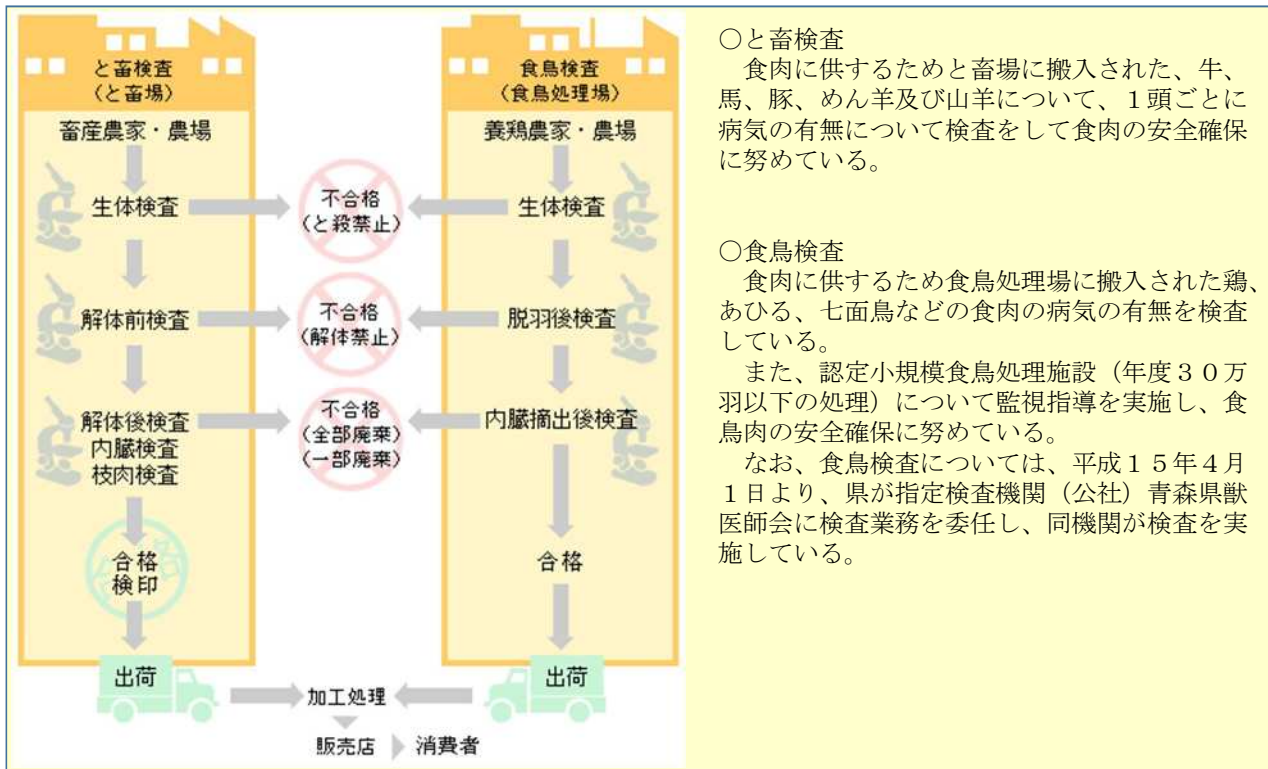
試験は青森会場、東京会場、十和田会場、北海道会場で開催し、獣医科大学の実情にあわせて試験日程を柔軟に設定するなど、効果的な採用選考試験の実施に努めている。

また、平成28年度には、初任給調整手当の上限額を従来の30,000円から45,000円に引き上げ、平成30年度には獣医師修学資金の私立大学生に対する月額貸与額を12万円から18万円に引き上げた。

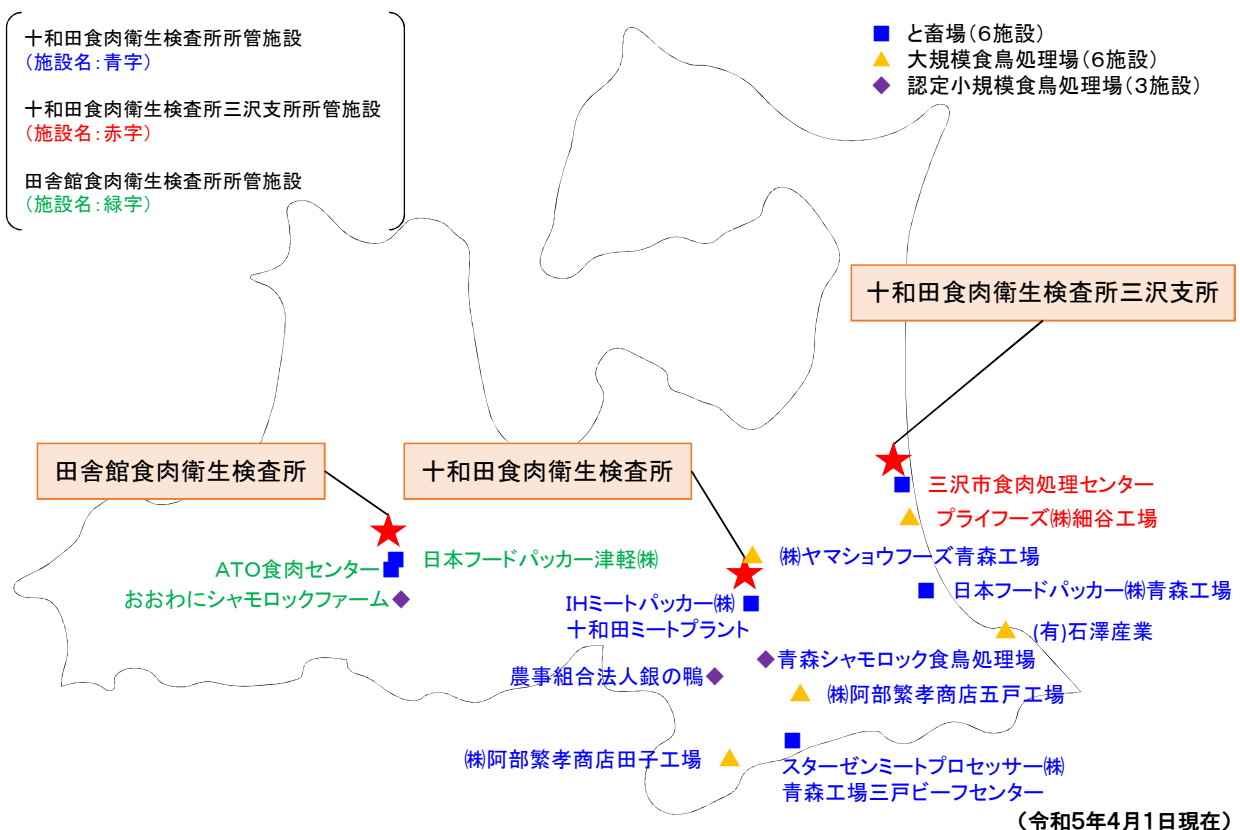
さらに、全国の獣医系大学で学生との交流会を開催し、本県の獣医職のPR活動を行っている。

## 第6節 食肉衛生対策

### 1 と畜検査及び食鳥検査



### 2 と畜場及び食鳥処理場の配置状況





### 3 と畜場及び食鳥処理場の衛生対策

項目	内容
立入検査	と畜場及び食鳥処理場に立入検査を実施し、関係法令に基づく施設設備の衛生管理及び獣畜等のとさつ又は解体の衛生的な取り扱いが行われるよう指導した。
微生物検査	枝肉又は鶏と体の微生物検査を実施し、と畜場又は食鳥処理場における衛生管理が適切に行われているかを検証した。 その結果は事業者に戻元するとともに、作業方法の見直し、施設設備の改善、従業員の衛生教育などの指導に活用した。
衛生講習会	事業者及び従事者に対して衛生講習会を実施し、と畜場又は食鳥処理場における自主衛生管理(HACCP)の意識向上を図った。

### 4 と畜及び食鳥検査等の結果に基づく措置

項目	内容
と畜検査	と畜場に搬入された牛、馬、豚、めん羊及び山羊(計1,163,264頭)について、と畜検査を実施したところ、と殺禁止:0頭、全部廃棄:653頭、一部廃棄:408,006頭であった。
TSE検査	と畜場に搬入された牛(24ヶ月齢以上の生体検査で異常を呈する牛)、めん羊及び山羊(12ヶ月齢以上の生体検査で異常を呈するもの)について、TSEスクリーニング検査を実施することとしている。
食鳥検査	大規模食鳥処理場に搬入された鶏(64,231,824羽)について、県が委任する(公社)青森県獣医師会が食鳥検査を実施したところ、内臓摘出禁止:655,460羽、全部廃棄:640,543羽、一部廃棄:1,893,519羽であった。

## 第7節 動物愛護管理等対策

### 1 狂犬病予防の推進

平成12年度から犬の登録及び狂犬病予防注射等の事務は市町村の事務となっているが、狂犬病は、依然として先進国を含む多くの国において流行していることから、県は狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射等の実施について、住民に対し周知徹底を図っている。

### 2 動物愛護管理の推進

県は、動物の愛護及び管理に関する法律第6条の規定に基づき、国が策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即した「青森県動物愛護管理推進計画」を平成20年3月25日に策定し、令和3年3月15日に一部改正した。この計画は令和3年度から令和12年度までの10年間の計画実施期間としている。

県では、動物愛護管理に関する業務を総合的に行う「青森県動物愛護センター」を拠点として、当該推進計画に基づいた施策を推進している。



- 動物の適正飼養管理  
動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業や特定動物の適正飼養管理等について指導を行っている。また、青森県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼い犬等の適正飼養管理等について指導を行っている。
- 引取・収容  
動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬及び猫の引取並びに公共の場所における死傷動物の収容の業務を実施している。
- 処分  
捕獲した犬及び引取、収容した犬、猫の焼却処分については、動物愛護センター管理施設で行っている。
- 譲渡  
引き取った犬及び猫等に生きる機会を与えるため、新しい飼い主を探し譲渡を行っている。また、譲渡する犬及び猫について健康診断や感染症予防ワクチンの接種を行っている。

### 3 災害発生時の対策

災害発生時には、被災者がペットと同行避難することで、被災者の心の安定と被災動物の安全確保が図られることから、行政の支援体制を整備している。

<b>支援体制整備</b>	避難訓練・ボランティアリーダー研修 等
<b>資材の備蓄</b>	被災動物用テント・ケージ・エサ 等
<b>隔離場所確保</b>	感染症の動物の保管・訓練用の土地確保



災害発生時の  
支援体制

### 4 化製場等の指導

化製場並びに魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とした飼料、肥料を製造する施設及びこれらのものを貯蔵する施設（化製場等に関する法律第8条に規定する施設）については、化製場等に関する法律に基づき許可をしており、各地域県民局長に事務委任している。

第1表 感染症発生状況

(単位：人)

類型	感染症名	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
一類	エボラ出血熱					
	クリミア・コンゴ出血熱					
	痘そう					
	南米出血熱					
	ペスト					
	マールブルグ病 ラッサ熱					
二類	急性灰白髄炎					
	結核	215	213	195	162	144
	ジフテリア					
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)					
	中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)					
	鳥インフルエンザ (H5N1) 鳥インフルエンザ (H7N9)					
三類	コレラ					
	細菌性赤痢	3	1	3		
	腸管出血性大腸菌感染症	35	24	31	32	17
	腸チフス パラチフス	1				
四類	E型肝炎	2	1	2	1	1
	ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む。)					
	A型肝炎	1	1	1		
	エキノкокクス症					
	エムボックス ※1					
	黄熱					
	オウム病					
	オムスク出血熱					
	回帰熱					
	キャサナル森林病					
	Q熱					
	狂犬病					
	コクシジオイデス症		1			
	ジカウイルス感染症					
	重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)					
	腎症候性出血熱					
	西部ウマ脳炎					
	ダニ媒介脳炎					
	炭疽					
	チクングニア熱					
	つつが虫病	5	8	19	23	10
	デング熱	1				
	東部ウマ脳炎					
	鳥インフルエンザ (H5N1及びH7N9を除く。)					
	ニバウイルス感染症					
	日本紅斑熱					
	日本脳炎					
	ハンタウイルス肺症候群					
	Bウイルス病					
	鼻疽					
	ブルセラ症					
	ベネズエラウマ脳炎					
	ヘンドラウイルス感染症					
	発しんチフス					
	ボツリヌス症					
	マラリア					
野兎病						
ライム病						
リッサウイルス感染症						
リフトバレー熱						
類鼻疽						
レジオネラ症	8	11	17	11	11	
レプトスピラ症						
ロッキー山紅斑熱						

※1 令和5年5月26日～ サル痘から名称変更

第5章 保健衛生課 事業概要

類型	感染症名	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	
五類 全数 把握	アメーバ赤痢	4	7	4	2	3	
	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）		1			1	
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症 ※2	26	41	57	49	26	
	急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）	1		1			
	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）	3	5	4		1	
	クリプトスポリジウム症	9	2				
	クロイツフェルト・ヤコブ病	3	2	1	3	3	
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	5	10	3	7	16	
	後天性免疫不全症候群	5	3	5	8	2	
	ジアルジア症						
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	3	3			
	侵襲性髄膜炎菌感染症						
	侵襲性肺炎球菌感染症	16	15	12	8	9	
	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）	5	2	2	2	2	
	先天性風しん症候群						
	梅毒	40	30	12	18	30	
	播種性クリプトコックス症	1		1	2	1	
	破傷風		2	1	1	1	
	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症						
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	6	5	1			
	百日咳	85	55	16	3	3	
	風しん		1	1			
	麻しん						
	薬剤耐性アシネトバクター感染症						
	定点 把握	RSウイルス感染症	932	1,073	190	1,333	773
		咽頭結膜熱	591	445	378	344	157
		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	2,740	2,965	1,753	497	183
感染性胃腸炎		9,087	8,411	5,096	5,406	5,222	
水痘		541	609	322	255	127	
手足口病		2,113	4,837	311	353	2,068	
伝染性紅斑		281	1,548	376	35	36	
突発性発しん		814	850	768	646	554	
ヘルパンギーナ		798	790	45	148	333	
流行性耳下腺炎		939	375	55	50	54	
インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）		23,839	22,637	5,304	10	361	
新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。） ※3				482	5,420	252,101	
急性出血性結膜炎		2	6	1	1		
流行性角結膜炎		201	218	115	34	60	
性器クラミジア感染症		267	333	374	172	421	
性器ヘルペスウイルス感染症		83	84	110	50	124	
尖圭コンジローマ		39	41	50	29	63	
淋菌感染症		46	51	38	23	60	
感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）		114	69	2		1	
クラミジア肺炎（オウム病を除く。）							
細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）		9	2	3	7	1	
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症		34	29	18	8	5	
マイコプラズマ肺炎		277	240	61	31	65	
無菌性髄膜炎		12	2	2	5	6	
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		129	140	138	111	105	
薬剤耐性緑膿菌感染症			1	1	2	1	
新型インフルエンザ 等感染症		新型インフルエンザ（再興型含む）					
	新型コロナウイルス感染症（再興型含む）						

※2 令和5年5月26日～ カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症から名称変更

※3 新型コロナウイルス感染症の発生状況については、全数把握による数値（令和5年5月8日～五類感染症）

第2表 結核全登録患者数及び新登録患者数の推移

（単位：人）

区分	年次	H30	R元	R2	R3	R4
	全登録患者数	青森県	306	266	220	215
	全 国	37,134	34,533	31,490	27,752	24,555
新登録患者数	青森県	127	112	120	105	90
	全 国	15,590	14,455	12,708	11,518	10,235

第3表 結核登録患者の罹患率、死亡率等の推移

区分		年次				
		H30	R元	R2	R3	R4
罹患率 (人口10万対)	青森県	10.1	9.0	9.7	8.6	7.5
	全 国	12.3	11.5	10.1	9.2	8.2
喀痰塗抹陽性肺結核罹患率 (人口10万対)	青森県	4.0	4.3	5.1	3.8	2.7
	全 国	4.6	4.1	3.7	6.7	3.0
有病率 (人口10万対)	青森県	6.2	5.2	4.4	4.6	4.2
	全 国	8.3	7.7	5.0	6.2	5.4
結核死亡率 (人口10万対)	青森県	1.7	2.0	2.3	1.1	1.6
	全 国	1.8	1.7	1.5	0.7	0.8
受診の遅れ(%)	青森県	25.0	30.4	32.1	14.5	16.0
	全 国	20.6	20.4	19.1	21.1	19.9
診断の遅れ(%)	青森県	25.4	33.3	30.6	20.0	21.1
	全 国	22.0	21.9	20.9	20.1	21.5

※罹患率=(年間新登録患者数)÷(人口)×10万  
 ※有病率=(年末活動性全結核患者数)÷(人口)×10万  
 ※死亡率=(年間結核死亡者数)÷(人口)×10万  
 ※受診の遅れ=(発病～初診2ヶ月以上の割合) %  
 ※診断の遅れ=(初診～診断1ヶ月以上の割合) %

第4表 結核新登録者の年齢別階層

(単位：人、%)

区分	H30		R元		R2		R3		R4	
	患者数	百分比	患者数	百分比	患者数	百分比	患者数	百分比	患者数	百分比
0～4歳	1	0.8	0	0	0	0	0	0	0	0
5～9歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10～14歳	0	0	0	0	1	0.8	0	0.0	0	0
15～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	1	0.8	10	8.9	2	1.7	6	5.7	3	3.3
30～39歳	4	3.1	3	2.7	5	4.2	7	6.7	3	3.3
40～49歳	4	3.1	7	6.3	4	3.3	5	4.8	6	6.7
50～59歳	7	5.5	5	4.5	7	5.8	3	2.9	7	7.8
60～69歳	19	15	10	8.9	14	11.7	11	10.5	8	8.9
70歳以上	91	71.7	77	68.7	87	72.5	73	69.5	63	70.0
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総数	127	100	112	100	120	100	105	100	90	100

第5表 BCG接種実施状況

区分	年度	H30	R元	R2	R3	R4
対象者数(人)		7,811	7,374	6,961	7,136	5,880
接種者数(人)		7,902	7,289	7,045	6,445	5,191
接種率(%)		101.2	98.8	101.2	90.3	88.3

第6表 結核患者訪問状況

(単位：人)

H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
870	1129	553	490	430

第7表 エイズ相談、血液検査実施状況

(単位：件、人)

年	区分	エイズ相談件数	血液検査件数	血液検査(スクリーニング)状況	
				陰性	陽性
H30		121	488	487	1
R元		105	556	555	1
R2		90	400	399	1
R3		55	285	284	1
R4		42	291	291	0

※中核市保健所分を含む。

第8表 エイズ患者、HIV感染者の届出状況

(単位：件、人)

年	区分	エイズ患者			HIV感染者			各年末累計数		
		男	女	計	男	女	計	エイズ患者	HIV感染者	計
H30		0	0	0	5	0	5	34	59	93
R元		1	0	1	2	0	2	35	61	96
R2		1	0	1	3	1	4	36	65	101
R3		4	0	4	4	0	4	40	69	109
R4		1	0	1	1	0	1	41	70	111

※エイズ患者数、HIV感染者数は届出時における状況

第9表 青森県の麻しん風しんワクチン接種率

(単位：%)

年度	区分	第1期	第2期
H30		97.8	95.5
R元		95.3	96.0
R2		98.2	96.4
R3		92.5	93.3
R4		94.1	94.0

<青森県風しん抗体検査事業における受検者数>

(単位：人)

年度	受検者数
H30	786
R元	453
R2	360
R3	265
R4	206

※中核市を除く。

第10表 ハンセン病療養所入所者の状況(本県関係分)

(単位：人)

療養所名	所在地	入所者数				
		H30年末	R元年末	R2年末	R3年末	R4年末
国立療養所松丘保養園	青森県	22	18	17	17	14
国立療養所東北新生園	宮城県	1	1	0	0	0
国立療養所多磨全生園	東京都	1	0	0	0	0
国立駿河療養所	静岡県	1	1	1	1	1
計		25	20	18	18	15

第5章 保健衛生課 事業概要

第1表 水道種類別給水状況（令和4年3月31日現在）

区分	施設数	総人口 ①	現在給水人口 ②	普及率 ②/① ×100	給水量			供給単価		
					年間 ③	一日平均 ③÷365 ④	一人一日平均 ④/②	年間有収水量 ⑤	年間給水収益 ⑥	供給単価 ⑥/⑤
上水道	26	1,207,420	1,153,037	95.5	130,987	359	311	112,581	25,664,457	228
簡易水道	33		27,391	2.3	3,185	9	319	2,646	-	-
専用水道	78		1,480	0.1	-	-	-	-	-	-
計	137		1,181,908	97.9	134,172	-	-	115,227	-	-

※令和3年度版青森県の水道（青森県健康福祉部保健衛生課）より

第2表 水道施設整備費国庫補助・交付金事業の状況（上水道事業）

（補助事業）

（単位：千円）

事業主体	事業種別	基本計画			施設整備計画		R4年度 事業費	補助率	左のうち 国庫補助額
		給水人口 (人)	最大給水量 (立方メートル/日)	目標年次	工期	総事業費			
むつ市	上水道施設災害復旧費補助 (水道施設再編推進事業)	58,700	24,816	R1	R3~R4	44,759	26,939	1/2	13,469
小計	1事業					44,759	26,939		13,469

（交付金事業）

事業主体	事業種別	基本計画			施設整備計画		R4年度 事業費	交付率	左のうち 交付金額 (千円)
		給水人口 (人)	最大給水量 (立方メートル/日)	目標年次	工期	総事業費			
弘前市	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	164,400	59,000	-	R4~R7	156,000	32,000	1/4	8,000
	緊急時給水拠点確保等事業 (基幹水道構造物の耐震化事業)				R3~R7	454,292	42,580	1/4	10,645
	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)				R4~R7	2,112,000	547,110	1/3	182,370
	水道事業運営基盤強化推進事業 (水道施設再編推進事業)				R3~R6	407,397	0	1/3	0
黒石市	水道管路耐震化等推進事業 (老朽管更新事業)	34,240	8,340	H15	R3~R7	300,000	60,000	1/3	20,000
五所川原市	緊急時給水拠点確保等事業 (緊急遮断弁)	52,506	19,357	R2	R3~R5	196,700	54,000	1/4	13,500
十和田市	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)	62,913	23,332	R2	R3~R7	642,192	121,539	1/3	40,513
むつ市	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	58,700	24,816	R1	R4~R5	320,032	212,804	1/4	53,201
	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)				R3~R4	40,083	33,132	1/3	11,044
平内町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	11,800	5,210	R2	R3~R7	222,600	64,500	1/3	21,500
鱒ヶ沢町	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)	17,130	8,133	H1	R3~R5	312,300	96,000	1/3	32,000
板柳町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	20,800	6,975	H7	R3~R7	363,064	79,200	1/4	19,800
鶴田町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	16,200	5,390	H7	R3~R4	136,000	68,000	1/4	17,000
東北町	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)	16,339	9,002	-	R3~R7	187,710	30,000	1/3	10,000
七戸町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	17,094	8,112	R5	R3~R7	617,031	124,740	1/3	41,580
田子町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	5,389	2,703	R7	R3~R7	403,500	78,600	1/3	26,200
八戸圏 水道企業団	水道管路耐震化等推進事業 (老朽管更新事業)	325,569	117,215	R2	R3~R5	297,760	77,440	1/4	19,360
	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)				R3~R5	1,606,671	555,489	1/3	185,163
	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)				R3~R5	1,810,248	586,278	1/3	195,426
津軽広 水道企業団	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	32,844	13,896	-	R3~R7	567,224	149,256	1/4	37,314
	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)				R3~R7	1,678,299	217,656	1/3	72,552
計	21事業					12,831,103	3,230,324		1,017,168

## 第5章 保健衛生課 事業概要

第13表 水道施設整備費国庫補助・交付金事業の状況（簡易水道事業）

（補助金事業【簡易水道事業】）

（単位：千円）

事業主体	事業種別	基本計画			施設整備計画		R4年度		補助率	左のうち 国庫補助額
		給水人口 （人）	最大給水量 （立方メートル／日）	目標年次	工期	総事業費	事業費			
風間浦村	生活基盤近代化事業 （基幹改良）	1,750	1,202	R10	R2～R5	665,661	0	4/10	0	
	R3～R4				45,864	41,800	2/3	27,866		
計	2事業					711,525	41,800		27,866	

第14表 生活衛生関係営業施設数（各年度3月31日現在）

年度	区分	興行場	旅館業				公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		合計
			旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	計	計	一般再掲			計	取次再掲	
平成30年度		51	502	536	8	1,046	330	229	1,307	1,942	467	241	5,143
令和元年度		50	461	521	6	988	328	222	1,266	1,909	436	223	4,977
令和2年度		53	448	504	4	956	326	219	1,215	1,888	420	220	4,858
令和3年度		52	443	501	4	948	331	217	1,206	1,904	405	211	4,846
令和4年度		52	425	510	4	939	334	214	1,163	1,907	373	188	4,768

（青森市及び八戸市を除く）

第15表 青森県公衆浴場入浴料金改定状況

施行年月日	料 金		
	大人	中人	小人
昭和60年 10月 1日	250 円	120 円	50 円
平成元 8 1	265	120	50
4 9 1	300	140	60
9 7 29	350	150	60
18 7 1	390	150	60
20 10 20	420	150	60
28 3 1	450	150	60
令和5 4 10	480	170	80

第16表 生活衛生同業組合組合員数（各年度4月1日現在）

年度	区分	すし	社交飲食	料理飲食	食肉	理容	美容	興行	旅館ホテル	公衆浴場	クリーニング*	合計
令和元年度		54	350	365	42	745	680	44	230	63	58	2,631
令和2年度		55	320	338	42	709	660	44	226	58	57	2,509
令和3年度		51	310	335	42	684	618	44	219	56	57	2,416
令和4年度		52	319	332	39	665	580	36	216	53	54	2,346
令和5年度		50	300	312	37	633	549	28	213	53	51	2,226



## 第5章 保健衛生課 事業概要

第17表 特定建築物の施設数（各年度3月31日現在）

区分 年度	施設数計	興行場	百貨店	店 舗	事務所	学 校	旅 館	その他
平成30年度	230	13	16	58	58	18	42	25
令和元年度	230	13	17	59	57	18	42	24
令和2年度	233	14	17	59	59	17	43	24
令和3年度	234	14	17	60	60	17	42	24
令和4年度	237	14	17	62	60	17	42	25

第18表 建築物環境衛生に係る登録営業所数（各年度3月31日現在）

区分 年度	登録数	建築物 清掃業	建築物 空気環境 測定業	建築物 空調和用 ダクト清掃業	建築物 飲料水水質 検査業	建築物 飲料水貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ昆虫 等防除業	建築物 総合管理業
平成30年度	298	81	15	0	10	103	24	42	23
令和元年度	298	80	13	0	10	107	23	41	24
令和2年度	303	84	14	0	10	107	23	41	24
令和3年度	296	83	13	0	10	103	24	39	24
令和4年度	293	81	13	0	10	102	23	38	26

第19表 墓地、火葬場等施設数（各年度3月31日現在）

区分 年度	県 計	墓 地	火 葬 場	納 骨 堂
平成30年度	2,307	2,241	33	33
令和元年度	2,306	2,240	33	33
令和2年度	2,301	2,234	33	34
令和3年度	2,304	2,237	33	34
令和4年度	2,316	2,248	33	35

（青森市及び八戸市を除く）

第20表 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

	営業施設数 (年度末現在)	営業許可施設数 (年度中)		廃業施設数 (年度中)	監視指導件数 (年度中)	
		継 続	新 規			
飲食店営業	一般食堂・レストラン	1,985	0	0	380	291
	仕出し・弁当屋	457	0	0	79	73
	旅館	318	0	0	52	73
	臨時飲食店	1,071	0	0	468	79
	その他	3,402	0	0	647	408
計	7,233	0	0	1,626	924	
菓子製造業	1,285	0	0	199	311	
乳処理業	6	0	0	0	5	
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	
乳製品製造業	9	0	0	1	6	
集乳業	1	0	0	0	0	
魚販売業	魚介類販売業	590	0	0	110	301
	臨時魚介類販売業	39	0	0	12	0
計	629	0	0	122	301	
魚介類せり売業	27	0	0	0	8	
魚肉ねり製品製造業	11	0	0	0	4	
食品の冷凍又は冷蔵業	72	0	0	8	41	
缶詰又は瓶詰食品製造業	153	0	0	14	51	
喫茶店	喫茶店営業	67	0	0	11	53
	自動販売機	59	0	0	18	2
計	126	0	0	29	55	
あん類製造業	16	0	0	0	30	
アイスクリーム類製造業	246	0	0	45	102	
食肉処理業	49	0	0	2	34	
食肉販売業	食肉販売業	361	0	0	55	167
	臨時食肉販売業	0	0	0	0	0
計	361	0	0	55	167	
食肉製品製造業	21	0	0	2	25	
乳酸菌飲料製造業	1	0	0	0	1	
食用油脂製造業	8	0	0	1	2	
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0	
みそ製造業	81	0	0	16	8	
醤油製造業	13	0	0	0	1	
ソース類製造業	84	0	0	11	27	
酒類製造業	30	0	0	1	3	
豆腐製造業	44	0	0	3	10	
納豆製造業	16	0	0	6	4	
めん類製造業	92	0	0	10	32	
そうざい製造業	558	0	0	89	139	
添加物製造業	6	0	0	0	3	
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	
清涼飲料水製造業	130	0	0	14	23	
氷雪製造業	17	0	0	1	1	
合計	11,325	0	0	2,255	2,318	

(青森市及び八戸市を除く)

第21表 改正食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設

	営業施設数 (年度末現在)	営業許可施設数 (年度中)		廃業施設数 (年度中)	監視指導件数 (年度中)	
		継 続	新 規			
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	599	0	368	15	439
	仕出し屋・弁当屋	104	0	60	2	81
	旅館	71	0	37	1	52
	臨時営業	552	0	372	1	45
	その他	1,221	0	731	43	854
計	2,547	0	1,568	62	1,471	
調理の機能を有する自動販売機	4	0	2	0	2	
食肉販売業	98	0	50	3	97	
魚販売業	魚介類販売業	117	0	65	2	133
	臨時魚介類販売業	15	0	7	0	0
計	132	0	72	2	133	
魚介類せり売り営業	1	0	1	0	1	
集乳業	0	0	0	0	0	
乳処理業	0	0	0	0	0	
特別牛乳搾取処理場	0	0	0	0	0	
食肉処理業	17	0	9	0	13	
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	
菓子製造業	302	0	166	3	214	
アイスクリーム類製造業	14	0	7	0	15	
乳製品製造業	2	0	1	0	2	
清涼飲料水製造業	26	0	15	0	22	
食肉製品製造業	3	0	1	0	1	
水産製品製造業	49	0	23	0	36	
氷雪製造業	0	0	0	0	0	
液卵製造業	3	0	0	0	3	
食用油脂製造業	1	0	1	0	1	
みそ又はしょうゆ製造業	21	0	12	0	12	
酒類製造業	12	0	3	0	7	
豆腐製造業	4	0	1	0	2	
納豆製造業	7	0	7	0	7	
麺類製造業	20	0	11	0	11	
そうざい製造業	118	0	63	0	82	
複合型そうざい製造業	1	0	0	0	1	
冷凍食品製造業	16	0	8	0	13	
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	
漬物製造業	92	0	47	1	57	
密封包装食品製造業	63	0	37	0	48	
食品の小分け業	2	0	2	0	2	
添加物製造業	3	0	1	0	1	
合計	3,558	0	2,108	71	2,254	

(青森市及び八戸市を除く)

第22表 届出を要する食品関係営業施設

	営業施設数 (年度末現在)	監視指導件数 (年度中)
魚介類販売業（包装）	456	107
食肉販売業（包装）	711	160
乳類販売業	1,437	296
氷雪販売業	9	1
コップ式自動販売機	343	7
弁当販売業	9	6
野菜果物販売業	286	109
米穀類販売業	56	4
通信販売・訪問販売業	10	2
コンビニエンスストア	313	81
百貨店、総合スーパー	123	118
自動販売機による販売業	310	13
その他の食料・飲料販売業	651	116
添加物製造・加工業	2	0
いわゆる健康食品の製造・加工業	1	0
コーヒー製造・加工業	19	3
農産保存食料品製造・加工業	174	12
調味料製造・加工業	32	11
糖類製造・加工業	0	0
精穀・製粉業	24	0
製茶業	3	2
海藻製造・加工業	10	3
卵選別包装業	15	5
その他の食料品製造・加工業	192	29
行商	29	1
集団給食施設	585	80
器具、容器包装の製造・加工業	7	0
露店、仮設店舗等（営業以外）	3	0
その他	17	2
合計	5,827	1,168

（青森市及び八戸市を除く）

第23表 令和4年度流通食品の検査実施状況

	検査検体数	検査の内容										違反検体数		
		微生物検査			理化学検査									
		細菌	ウイルス	その他	残留農薬	食品添加物	残留動物用医薬品	アレルギー物質	遺伝子組換え食品	その他	動物を用いる検査		放射性セシウム検査	
魚介類	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	加熱後摂取冷凍食品（凍結前加熱）	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	加熱後摂取冷凍食品（凍結前非加熱）	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品（缶詰・びん詰を除く）	11	6	0	0	0	9	0	0	0	2	0	0	0	
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	290	7	0	3	0	0	283	0	0	0	0	0	0	
乳製品	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アイスクリーム類・氷菓	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	11	0	0	0	2	0	0	9	0	0	0	0	0	
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	60	0	0	0	52	8	0	0	0	0	0	0	0	
菓子類	39	0	0	0	0	14	0	25	0	0	0	0	1	
清涼飲料水	14	4	0	0	0	1	0	0	0	10	0	0	0	
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
氷雪	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
かん詰・びん詰食品	26	10	0	0	0	11	0	1	0	4	0	0	0	
その他の食品	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
添加物及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	482	55	0	3	54	44	283	35	0	18	2	0	1	

※1検体につき、複数項目検査している場合がある。



第28表 食鳥処理場設置状況（年間30万羽超処理施設）

	食鳥処理場名	所在地	許可年月日	設置者	鳥の種類
十和田食肉衛生検査所	1 日本ホワイトファーム株式会社東北食品工場	横浜町	H 6. 6. 15	日本ホワイトファーム株式会社	鶏
	2 株式会社阿部繁孝商店田子工場	田子町	H 4. 3. 27	株式会社阿部繁孝商店	鶏
	3 株式会社阿部繁孝商店五戸工場	五戸町	〃	〃	鶏
	4 プライフーズ株式会社細谷工場	三沢市	〃	プライフーズ株式会社	鶏
	5 株式会社ヤマショウフーズ青森工場	十和田市	H 26. 5. 28	株式会社ヤマショウフーズ	鶏
	6 有限会社石澤産業	階上町	H 5. 3. 26	有限会社石澤産業	鶏

第29表 認定小規模食鳥処理場設置状況（年間30万羽以下処理施設）（令和5年4月1日現在）

	食鳥処理場名	所在地	許可年月日	設置者	鳥の種類
十和田食肉衛生検査所	1 農事組合法人銀の鴨	新郷村	H 29. 11. 28	農事組合法人銀の鴨	あひる（フランス鴨）
	2 青森シャモロック食鳥処理場	五戸町	H 28. 5. 31	株式会社グローバルフィールド	鶏
田舎館食肉衛生検査所	1 おおわにシャモロックファーム	大鰐町	H 17. 10. 3	有限会社大鰐振興	鶏

第30表 と畜検査頭数及び検査結果に基づく措置

（単位：頭）

畜種	年度	と畜検査頭数	と畜検査の結果に基づく措置		
			禁止	全部廃棄	一部廃棄
牛	H30	23,131	0	195	12,026
	R1	22,991	0	106	13,656
	R2	22,700	0	123	12,580
	R3	23,020	0	132	14,628
	R4	22,430	0	90	10,168
とく	H30	79	0	3	36
	R1	79	0	4	43
	R2	86	0	3	47
	R3	64	0	1	31
	R4	64	0	1	33
馬	H30	1,194	0	2	340
	R1	1,206	0	0	300
	R2	1,090	0	1	299
	R3	1,283	0	3	433
	R4	1,307	0	2	398
豚	H30	1,061,042	0	768	445,208
	R1	1,100,306	0	788	424,299
	R2	1,103,723	0	852	426,107
	R3	1,127,545	0	844	455,373
	R4	1,139,374	0	560	397,386
めん羊	H30	62	0	0	16
	R1	53	0	0	6
	R2	41	0	0	6
	R3	43	0	0	8
	R4	89	0	0	21
山羊	H30	0	0	0	0
	R1	8	0	0	0
	R2	1	0	0	0
	R3	0	0	0	0
	R4	0	0	0	0
計	H30	1,085,508	0	968	457,626
	R1	1,124,643	0	898	438,304
	R2	1,127,641	0	979	439,039
	R3	1,151,955	0	980	470,473
	R4	1,163,264	0	653	408,006

第31表 令和4年度と畜検査の実績

(単位：頭)

名称	畜種 と畜場名	牛	とく	馬	豚	めん羊	山 羊	計
十和田食肉衛生検査所	I Hミートパッカー株式会社 十和田ミートプラント	4,433	60	417	207,078	89	0	212,077
	日本フードパッカー株式会社青森工場	6,260	0	0	358,830	0	0	365,090
	三沢市食肉処理センター	0	0	0	498,375	0	0	498,375
	スターゼンミートプロセッサ株式会社青森工場三戸ビークセンター	11,737	4	0	0	0	0	11,741
	計	22,430	64	417	1,064,283	89	0	1,087,283
田舎館食肉衛生検査所	日本フードパッカー津軽株式会社	0	0	0	75,091	0	0	75,091
	A T O食肉センター	0	0	890	0	0	0	890
	計	0	0	890	75,091	0	0	75,981
合 計		22,430	64	1,307	1,139,374	89	0	1,163,264

第32表 食鳥検査羽数及び検査結果に基づく措置（年間30万羽超処理施設）

(単位：羽)

種 類	年度	食鳥検査羽数	食鳥検査の結果に基づく措置		
			禁止	全部廃棄	一部廃棄
ブロイラー	H30	55,385,945	740,044	480,572	2,293,051
	R1	57,370,938	683,862	536,654	2,271,361
	R2	58,164,724	657,360	512,597	1,961,899
	R3	58,695,535	778,427	509,957	1,925,618
	R4	58,033,890	648,441	544,388	1,867,250
成 鶏	H30	6,519,395	20,745	93,673	32,720
	R1	6,705,058	14,518	124,975	43,414
	R2	7,173,169	18,274	110,402	42,669
	R3	7,011,257	12,795	108,177	42,167
	R4	6,197,934	7,019	96,155	26,269
計	H30	62,660,088	628,809	820,774	3,164,373
	R1	62,660,088	628,809	820,774	3,164,373
	R2	65,337,893	675,634	622,999	2,004,568
	R3	65,706,792	791,222	618,134	1,967,785
	R4	64,231,824	655,460	640,543	1,893,519

第33表 令和4年度食鳥処理場別実績（年間30万羽超処理施設）

	食 鳥 処 理 場 名	食鳥処理羽数	備 考
1	日本ホワイトファーム株式会社東北食品工場	13,762,852	ブロイラー
2	株式会社阿部繁孝商店田子工場	11,434,044	〃
3	株式会社阿部繁孝商店五戸工場	11,771,964	〃
4	ブライフーズ株式会社細谷工場	21,065,030	〃
5	株式会社ヤマシヨウフーズ青森工場	4,775,503	成 鶏
6	有限会社石澤産業	1,422,431	〃
合 計		64,231,824	

## 第5章 保健衛生課 事業概要

第34表 認定小規模食鳥処理業者における確認状況（年間30万羽以下処理施設）

（単位：羽）

種類	年度	食鳥確認羽数	法第19条に基づく措置		
			禁止	全部廃棄	一部廃棄
成 鶏	H30	73,004	0	454	0
	R1	31,995	0	213	0
	R2	0	0	0	0
	R3	0	0	0	0
	R4	0	0	0	0
フランス鴨	H30	2,490	0	0	0
	R1	4,190	0	0	0
	R2	4,460	0	0	0
	R3	4,830	0	0	0
	R4	4,813	0	0	0
シャモロック	H30	54,648	0	349	1,277
	R1	55,675	0	441	1,824
	R2	38,533	0	233	1,212
	R3	33,948	0	340	1,067
	R4	34,159	0	558	764
計	H30	130,142	0	803	1,277
	R1	91,860	0	654	1,824
	R2	42,993	0	233	1,212
	R3	38,778	0	340	1,067
	R4	38,972	0	558	764

第35表 令和4年度認定小規模食鳥処理場別の確認実績

		食鳥処理場名	食鳥確認羽数	備考
衛生和 検田 査食 所肉	1	農事組合法人銀の鴨	4,813	フランス鴨
	2	青森シャモロック食鳥処理場	25,251	シャモロック
衛生舎 検館 査食 所肉	1	おおわにシャモロックファーム	8,908	シャモロック
		合 計	38,972	

第36表 狂犬病予防事業実績

（単位：頭）

年度	区分	新規登録数	登録実数	狂犬病予防 注 射 数	捕 獲 数	返 還 数	殺処分頭数
平成30年度		2,385	36,397	31,541	154	108	110
令和元年度		2,531	35,309	30,879	162	127	108
令和2年度		2,378	33,850	29,730	144	102	109
令和3年度		2,351	32,945	29,097	115	95	106
令和4年度		2,284	32,040	27,934	108	95	36

（青森市及び八戸市を除く）

第37表 特定動物の許可の状況

年度	区分	許可件数
平成30年度		17
令和元年度		20
令和2年度		22
令和3年度		20
令和4年度		20

第38表 動物の適正管理指導状況

（単位：件）

年度	区分	犬				犬・猫	
		加害届	被害届	措置命令	告 発	調査回数	苦情届出
平成30年度		20	20	0	0	18	635
令和元年度		16	18	0	0	18	674
令和2年度		15	17	0	0	17	613
令和3年度		21	19	0	0	22	595
令和4年度		29	31	0	0	37	580

（青森市及び八戸市を除く）

第39表 犬及び猫の引取並びに死傷動物の収容状況

(単位：頭)

年度	区分	引 取 数			収 容 数			計
		犬	猫	計	犬	猫	計	
平成30年度		154	472	626	20	133	154	780
令和元年度		142	460	602	12	93	105	707
令和2年度		123	310	433	13	109	122	555
令和3年度		163	241	404	17	122	139	543
令和4年度		109	347	456	8	96	104	560

(青森市及び八戸市を除く)

第40表 動物愛護センターにおける動物の処分状況（焼却）

(単位：頭)

年度	区分	犬	猫	処分数
平成30年度		137	765	902
令和元年度		130	666	796
令和2年度		155	536	691
令和3年度		115	414	529
令和4年度		40	397	437

(青森市及び八戸市を含む)

第41表 動物愛護センターにおける譲渡の状況

(単位：頭)

年度	区分	犬	猫	計
平成30年度		116	112	228
令和元年度		96	65	161
令和2年度		98	73	171
令和3年度		101	108	209
令和4年度		122	107	229

(青森市及び八戸市を含む)

第42表 化製場等の施設数

年度	区分	死亡獣畜取扱場	化製場	法第8条準用施設
平成30年度		11	3	8
令和元年度		11	3	10
令和2年度		11	3	10
令和3年度		11	3	11
令和4年度		11	3	10

(青森市及び八戸市を除く)